平成２０年（フ）第６２２７号
東京都千代田区東神田１丁目２番10号
破産者　ニッツウトレード株式会社
1　決定年月日　平成21年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３４８７号
東京都渋谷区宇田川町４番８号
破産者　株式会社サウンドスケープ
1　決定年月日　平成21年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９６０７号
東京都世田谷区上用賀３丁目14―17―305、開始決定時の住所東京都町田市三輪町561―３
破産者　長尾　博江
1　決定年月日　平成21年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４１０６号
東京都大田区羽田空港１丁目６番２号　第四綜合ビル
破産者　ＪＡＰＡＮ　ＡＶＩＡＴＩＯＮ株式会社
1　決定年月日　平成21年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０１号
北海道苫小牧市入船町２丁目２番10号、商業登記簿上の本店所在地札幌市厚別区もみじ台南３丁目16番地１
破産者　北興企業有限会社
1　決定年月日　平成21年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成１８年（フ）第１２７７号
岩手県八幡平市大更第21地割30番地３
破産者　株式会社大澤
1　決定年月日　平成21年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４８２号
茨城県水戸市河和田３丁目5031番地の２
破産者　須田防災株式会社
1　決定年月日　平成21年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１２１４７号
東京都千代田区麹町４丁目５番地
破産者　アイ・ティー・コマース株式会社
1　決定年月日　平成21年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２１４８号
東京都渋谷区恵比寿３―39―９―1302、外国人登録原票上の住所東京都大田区上池台３丁目６―６
破産者　ウォレンス　マルコこと　ウォレンス　マルコ　ペーター
1　決定年月日　平成21年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９８７号
横浜市旭区鶴ケ峰２丁目77番地３
破産者　有限会社新日本
1　決定年月日　平成21年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２８号
神奈川県横須賀市森崎１丁目３番６号、商業登記簿上の本店所在地神奈川県横須賀市久里浜５丁目６番13号
破産者　有限会社ゴユー企画印刷
1　決定年月日　平成21年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第６８号
岐阜県中津川市瀬戸1533番地の２
破産者　らいふあーとこと　知念　　巌
1　決定年月日　平成21年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第８４７号
神戸市中央区山本通２丁目８番15号
破産者　ローズガーデン有限会社
1　決定年月日　平成21年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４５号
鹿児島県曽於郡大崎町假宿2185番地５
破産者　田淵　英子（旧姓東條）
1　決定年月日　平成21年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第９４号
鹿児島県曽於郡大崎町仮宿2185番地５
破産者　田淵建設有限会社
1　決定年月日　平成21年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第９５号
鹿児島県曽於郡大崎町假宿2185番地５
破産者　田淵　勇人
1　決定年月日　平成21年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第９６号
鹿児島県肝属郡肝付町南方2153番地２
破産者　田淵カツ子
1　決定年月日　平成21年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２０年（フ）第５１５号
北海道旭川市永山町10丁目81番地４
破産者　有限会社樋口食品工業
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第２０４号
秋田県潟上市天王字上江川47番地の277
破産者　日本海石油株式会社
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３３号
群馬県前橋市文京町３丁目34番13号
破産者　株式会社双葉屋商店
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第２０１６号
横浜市西区高島２丁目３番21号
破産者　有限会社ヨコハマ関内ゴルフ
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成１９年（フ）第１１２５号
大阪府泉南市信達牧野631番地
破産者　株式会社丸倉
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係